



## 多胎妊婦への妊婦健康診査の 助成拡充を議案として提案します！

～多胎妊婦の経済的負担を軽減します～

令和3年（2021年）6月3日（木）

箕面市では、妊婦のかたに対して14回分（116,840円）までの妊婦健康診査の受診費用を助成しています。

しかし、多胎児（双子や三つ子など）を妊娠した妊婦のかたは、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査が推奨されており、受診に伴う経済的負担が大きくなっていました。そこで、通常14回の妊婦健康診査に加えて、5回（上限）追加で受診する費用を助成する関係予算を第2回定例会に提案しました。

### 1. 概要

箕面市では、妊婦健康診査費用として妊婦1人あたり14回分（116,840円分）を助成しています。しかし、多胎児（双子や三つ子など）を妊娠した妊婦のかたは、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなっていることから、通常14回の妊婦健康診査に加え5回（上限）追加で受診する費用を助成し、多胎妊婦の負担軽減を図ります。

なお、多胎妊婦の助成に係る経費については、本年4月に国が新設した補助金（補助率1/2）を活用します。

### 2. 多胎妊婦への助成内容

#### (1) 助成対象者

- ・令和3年4月1日時点で、多胎妊婦として妊娠届を出されているかたで、4月1日以降に15回～19回目の健診を受けられるかた。
- ・令和3年4月1日以降に多胎妊婦となり妊娠届を出されているかた。

#### (2) 助成対象額

令和3年4月1日以降の受診分で、通常交付の14回分を超えた15回～19回分までの費用のうち、1回あたり5,000円までの額。

#### (3) 追加となる5回分の受診券の受領方法

- ・4月1日時点で妊娠届を提出されているかた：15回目以降の受診券を郵送
- ・4月2日～6月末までに妊娠届を提出されたかた：15回目以降の受診券を郵送
- ・7月1日以降に妊娠届を提出されるかた：妊娠届出時に1回～19回目を交付

※なお、令和3年4月1日以降、追加の受診券が届くまでに通常交付の14回分を超えて受診されている場合は、受診費用の領収書に基づき還付します。

問い合わせ先  
子ども未来創造局 子どもすこやか室  
TEL 072-724-6768（直通）